

倉 水 給 第 8 7 4 号

令 和 5 年 9 月 1 5 日

指定給水装置工事事業者 各位

倉敷市水道事業管理者

古 谷 太 一

(給水課扱い)

給水装置施行基準の改定について (通知)

平素より本市水道事業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

給水装置の設置及び維持管理については、本市水道局の定める給水装置施行基準に従って施行していただいているところですが、令和5年10月1日をもって改定を行うこととしましたのでお知らせします。

指定給水装置工事事業者におかれましては、下記の内容および改定後の施行基準（ホームページに掲載予定）をご確認のうえ、今後とも給水装置工事の適正な施行に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

- (1) 3階直結式給水の対象建物範囲の拡大
- (2) 直結増圧式給水φ75mmの採用
- (3) 受水槽設置例の記載

2 適用について

令和5年10月1日以降受付の申請および協議から改定後の施行基準を適用します。

問い合わせ先

倉敷市水道局給水課

(086) 426-3685